

《判例研究》

健康保険組合が被保険者に対して行うその親族等が被扶養者に該当しない旨の通知が健康保険法189条1項所定の被保険者の資格に関する処分に該当するとされた事例

谷 遼 大

最高裁第三小法廷令和4年12月13日判決（令和3年（行ヒ）第120号）
民集76卷7号1872頁

【事案の概要】

日本輸送機保険組合（以下、「本件組合」という。）に加入するAは、これまでその妻が健康保険法（平成26年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）3条7項1号所定の被扶養者に該当するとして、本件組合よりその認定を受けていた。しかしながら、本件組合は、Aの妻の収入が本件組合の定める基準を満たさなくなったことを理由として、平成27年9月10日付けで、Aに対して、Aの妻が平成26年1月1日時点で被扶養者に該当しない旨の通知（以下、「本件通知」という。）をした。

平成28年7月28日、Aは本件通知に対して不服があるとして、健康保険法189条1項に基づき、社会保険審査官に対して本件通知の審査請求を行ったところ、近畿厚生局社会保険審査官は、本件審査請求の対象とされているのは被扶養者の認定という事実確認行為であるから処分には該当しないとして、本件審査請求を却下する決定をした。そこでAは、同10月5日に、健康保険法189条1項に基づき、社会保険審査会に対する再審査請求を行ったところ、社会保険審査会は、本件通知は処分に該当しないとして、本件再審査請求を却下する裁決をした。

これを受け、Aは、本件組合の権利義務を承継したX健康保険組合に対して本件通知の取消しを求めるとともに、国に対して上記の審査請求に係る却下決

定と再審査請求に係る却下判決が違法であるとして、これらの取消し及び国家賠償を求めて出訴した。

第一審（広島地方裁判所）及び第二審（広島高等裁判所）は、本件通知は行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するが、Aの妻が被扶養者に該当しないとした本件組合の判断に違法な点はなく、また、被扶養者の認定は健康保険法189条1項の「被保険者の資格に関する処分」とはいえないとして、Aの請求を退けた。本件は、Aが以上の経緯を経て、最高裁判所に上告したものである。

【判旨】

破棄自判。一部却下、一部棄却。

（本件通知の「処分」該当性）

〔健康保険〕法において、被扶養者とは、被保険者と一定の親族等の関係がある者であって、主としてその被保険者により生計を維持するなどの要件を満たすものをいう（3条7項）。そして、被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときなどには、被保険者に対し、家族療養費の支給その他の保険給付（法52条6～8号。以下、同各号所定の保険給付を「被扶養者に係る保険給付」という。）が行われる（法第4章第4節）。

これに対し、被保険者の親族等であっても被扶養者に該当しないものについては、原則として、国民健康保険の被保険者に該当し（国民健康保険法〔改正前〕5条、6条5号）、その資格の取得につき届出を要することとなる（同法9条1項）。そして、当該親族等については、国民健康保険の保険料等が徴収される（同法76条1項）とともに、同法第4章の規定に基づく保険給付が行われることとなる。

健康保険組合が管掌する健康保険について、健康保険法施行規則（〔改正前〕、以下「規則」という。）は、被保険者が被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、健康保険組合に被扶養者届が提出されるべき旨を定めた（24条2項、38条1項）上で、法39条1項の規定により被保険者の資格の取得の確認が行われた場合には被保険者に様式第9号による被保険者証が交付

されるべき旨規定する(47条2項)ところ、様式第9号は、被扶養者に係る被保険者証の様式を定めている。また、規則50条1項は、健康保険組合は定期的に被扶養者に係る確認をすることができる旨を規定している。

そして、被扶養者が保険医療機関等からいわゆる保険診療(家族療養費の支給を受けるべき療養)を受けようとする場合には、被保険者が保険医療機関等から保険診療(療養の給付)を受けようとする場合と同様に、やむを得ない理由がない限り、被保険者証を当該保険医療機関等に提出しなければならないとされている(法63条3項、110条7項、規則53条、90条)。いわゆる国民皆保険制度が採用されている我が国においては、健康保険等を利用しないで医療機関を受診する者はほとんどないため、健康保険組合から、被保険者の親族等が被扶養者には該当しないと判断され、被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合には、当該親族等については、国民健康保険の被保険者の資格の取得につき届出をしない限り、適時に適切な診療を受けられないおそれがあることとなる。

被扶養者に係る保険給付に関する法律関係は、事柄の性質上、多数の者について生じ得るところ、上記のとおり、健康保険制度を含む医療保険制度全体の仕組みの下においては、被保険者の親族等が被扶養者に該当することは被扶養者に係る保険給付が行われるための資格としての性質を有し、その該当性の有無によって当該親族等に適用される医療保険の種類が決められるものといえることができる。また、被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合には、被保険者の親族等に生活上の相当の不利益が生ずることとなる。こうした点に照らすと、上記該当性についての健康保険組合の判断は、被保険者及びその判断の対象となった親族等の法律上の地位を規律するものであり、被保険者の資格の得喪について健康保険組合による確認という処分をもって早期に確定させるものとされている(法39条1項)のと同様に、上記判断を早期に確定させ、適正公平な保険給付の実現や実効的な権利救済等を図る必要性が高いものといえることができる。法は、以上のような点に鑑み、健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者が被扶養者を有するかどうかについては、健康保険組合においてその認定判断をし、その結果を被保険者に通知することを当然に予定しているも

のと解される。規則が、被扶養者届や被扶養者に係る被保険者証の交付のほか、被扶養者に係る定期的な確認について規定しているのも、法の上記の趣旨を受けたものといえることができる。そうすると、上記の通知は処分に該当すると解するのが相当である。」

(本件通知の「被保険者の資格に関する処分」該当性)

「法189条1項が被保険者の資格等に関する処分について、社会保険審査官に対する審査請求及び社会保険審査会に対する再審査請求という特別の不服申立ての制度を設けた趣旨は、これらの処分が多数の被保険者等の生活に影響するところが多いこと等に鑑み、専門の不服審査機関による簡易迅速な手続によって被保険者等の権利利益の救済を図ることにあるものと解される。そして、上記に説示したところによれば、その趣旨は、上記の健康保険組合による被扶養者に係る認定判断の結果の通知にも妥当するというべきである。

したがって、健康保険組合が被保険者に対して行うその親族等が被扶養者に該当しない旨の通知は、法189条1項所定の被保険者の資格に関する処分に該当すると解するのが相当である。」

(審査請求期間の徒過)

「以上によれば、本件通知について法189条1項に基づく不服申立てをすることができないとした原審の前記判断には、同項の解釈適用を誤った違法がある。

しかしながら、前記事実関係等によれば、本件審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法〔改正前〕4条1項所定の審査請求期間を徒過してされた不適法なものといわざるを得ないから、本件再審査請求を却下した本件裁決の取消請求を棄却すべきものとした原審の判断は、結論において是認することができる。」

「本件審査請求が不適法である以上、上記取消請求に係る訴えは、不服申立ての前置を規定する法192条の要件を満たさない不適法な訴えであることが明らかであり、これを却下すべきである。」

【評釈】

一 はじめに

(1) 健康保険組合と被扶養者の認定

健康保険組合は、一定数以上の従業員を有する事業所等により、厚生労働大臣の認可を得て設立される公法人であり¹⁾、健康保険組合の適用事業所との雇用関係が生じたとき、従業員はその被保険者となる。健康保険組合には、被保険者に対して被保険者の資格、標準報酬、保険給付などに関する決定（行政処分）を行う権限が認められており、例えば、保険料の徴収、国税滞納処分の例による滞納処分などを行政庁として行う。

この点、健康保険法189条1項は、「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる」旨を定めているため、健康保険組合による「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」は、健康保険法の定めるところによる審査請求の対象となるのであって、行政不服審査法の定めるところによる不服申立ての対象とならない。また、健康保険法192条は、189条1項所定の処分については、社会保険審査官に対する審査請求を経た後でなければ取消訴訟を提起できないとしている。

健康保険組合は、被保険者による届出により、健康保険法3条7項の要件を満たす者を被扶養者として認定し、被保険者に通知するとともに、被扶養者に係る被保険者証を交付する。健康保険法は、被扶養者として認定するための主

1) この健康保険組合には、単一の企業で概ね700名以上の被保険者をもって組織される場合（単一組合）と、グループ企業など複数の事業所・事業主のもとで概ね3,000名以上の被保険者をもって組織される場合（総合組合）がある（昭和60年4月30日付各都道府県知事あて厚生省保険局長通知「健康保険組合設立認可基準について」）。そして、独自に健康保険組合を組織するに至らない中小企業などは、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入することになる。

たる要件として、被保険者と一定の親族関係にあることに加え、「主としてその被保険者により生計を維持するもの」という定め（生計維持要件）を置いている²⁾ため、被扶養者としての認定を希望する親族等の収入額が一定以上である場合には、上記の基準を満たさないものとして、健康保険組合は被保険者に対してその親族等が被扶養者に該当しない旨を通知することになる³⁾。なお、健康保険組合は、被扶養者を有する被保険者に対して毎年被扶養者に係る確認を行うことができるとされており、この確認により被扶養者であった親族等が基準を満たさないことが明らかになった場合にも、被保険者に対して親族等が被扶養者に該当しない旨を通知することになる。被扶養者として認定された者には健康保険の被保険者証が発行され、健康保険料を負担することなく、医療機関を受診した際などに家族療養費その他の保険給付を受けることができる⁴⁾。

この被扶養者認定及びその結果の通知が健康保険法189条1項の「被保険者の資格に関する処分」に該当し、審査請求の対象となるのかはこれまで明らかではなく、本件事案においても、社会保険審査官及び社会保険審査会が本件通知の処分性を否定する一方で、広島地方裁判所及び広島高等裁判所は本件通知の処分性を肯定しながら「被保険者の資格に関する処分」には該当しないために健康保険法上の審査請求の対象にはならないと判断した。本件はこの被扶養者認定の通知の処分性及び不服申立先について明らかにした初めての最高裁判

-
- 2) なお、各健康保険組合は被扶養者の認定に関する内部基準を設けており、その定め方が健康保険組合ごとに異なっているとされているが、実務上は国の通知があり、年間収入の基準額などの被扶養者認定にあたって参考とすべき事項が具体的に定められている。年間収入の基準額に関する国の通知として、昭和52年4月6日付各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知「収入がある者についての被扶養者の認定について」を参照。
 - 3) 健康保険法上の「被扶養者」の概念については、島崎謙治「健康保険法における被扶養者の概念とその取扱い」社会保障研究1巻3号（2016年）612頁を参照。
 - 4) ただし、被扶養者に関する保険給付の支給先は、被扶養者ではなく被保険者とされている（健康保険法110条1項）。また、被扶養者が保険料を支払わなくてよいことに加え、被保険者の健康保険料についても被扶養者の有無等によって金額が加算されることはない。

所の判断であり、近年の最高裁判所の処分性に関する判例により厚みを加えるとともに、健康保険法上の被扶養者認定が健康保険法189条1項所定の審査請求の対象となるという統一的な判断を提示したものとして、健康保険の実務に対しても大きな影響を及ぼすものと考えられる。

(2) 法律上の争点

被扶養者に該当しない旨の通知が健康保険法189条1項の定める被保険者の資格に関する処分に該当するのかという点については、主として2つの問題がある。まず1点目は被扶養者に該当しない旨の通知が「処分」かという問題であり、2点目は被扶養者に該当しない旨の通知が「被保険者の資格に関する」ものかという問題である。

1点目について、健康保険法189条1項は、社会保険審査官等に対する審査請求等の対象を「処分」に限定している。健康保険法189条は行政不服審査法の特別法であり、また、健康保険法189条のいう「処分」の範囲は、行政事件訴訟法における取消訴訟の対象としての「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」、そして行政不服審査法における不服申立ての対象としての「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と同一であると解される⁵⁾。したがって、本件通知が処分に該当する場合、本件通知は行政不服審査と取消訴訟の対象となるが、処分に該当しない場合、本件通知は行政不服審査と取消訴訟のいずれの対象にもならない⁶⁾。また、被扶養者の認定については、健康保

-
- 5) なお、取消訴訟の対象と行政不服審査法による不服申立ての対象が同一である点については、宇賀克也『行政不服審査法の逐条解説〔第2版〕』（有斐閣、2017年）13頁以下、小早川光郎ほか編『条解 行政不服審査法〔第2版〕』（弘文堂、2020年）17頁〔高橋滋〕などを参照。また、本件事案の社会保険審査会裁決、広島地裁判決、広島高裁判決は、いずれも健康保険法189条1項における「処分」の概念が行政事件訴訟法の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義であることを前提に判断していることが判決文から明らかであるが、最高裁はこの点について明言していない。
- 6) なお、本件訴訟において、X健康保険組合は被扶養者認定の通知には処分性は認められないとしてこれを争っているが、もう一方の被告である国は原審まではこれを争わず、上告審において初めてこれを争うことにしたようである。

険組合の認定及びその結果の通知後に、被扶養者認定取消処分のような被扶養者としての地位を剥奪する処分が別に行われるものではない⁷⁾。

2点目について、健康保険法189条1項は、社会保険審査官等に対する不服申立ての対象を「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」に限定しており、本件では、被扶養者認定が「被保険者の資格に関する」ものといえるのが問題となっている。仮に被扶養者に該当しない旨の通知に処分性が認められるとしても、「被保険者の資格に関する」処分ではないとされた場合、専門性を備えた簡易迅速な救済手段であるとされている、健康保険法上の社会保険審査官等に対する不服申立てを利用することができないことになる。この場合、被扶養者に該当しない旨の通知は、一般法である行政不服審査法による不服申立ての対象となるものと考えられてきた⁸⁾。

7) ただし、一部の例外的なケースでは、被保険者の親族等をその被扶養者から外す「処分」が行われることがあるようである。例えば、本件とは事案を異にするが、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を理由に被保険者の子を被扶養者から外した処分について、その違法性が問題となった札幌地判平成30年9月11日裁判所ウェブサイトでは、被保険者に対してその子が被扶養者に該当しない旨の通知がなされた後に、被扶養者から外すための処分が別に行われたことが認定されている。当該事案は、被保険者の元配偶者が市からDVを理由とした保護証明書の発行を受け、これを日本年金機構に提出し、その子を被保険者の被扶養者から外すように申し出たものである。これを受け、所管の年金事務所は、被保険者に対して生計維持関係の消滅によりその子が被扶養者に該当しなくなった旨を通知するとともに、被扶養者（異動）届を提出するよう依頼し、その後、日本年金機構が被保険者に対して、その子を被扶養者から外す処分を別に行ったというものであり、被保険者は裁判において、通知ではなくこの後続の処分の取消しを直接に争っている。むしろそこでは、処分性は争点とはなっていない。もっとも、このような被保険者からのDV被害を理由として、申し出に基づいて被保険者の被扶養者から外す措置については、法律上の明文の根拠があるわけではなく、国の通知に基づいて実施されている。『健康保険法の解釈と運用〔第12版〕』（法研、2017年）164頁以下も参照。

8) 健康保険組合によって下された処分が行政不服審査法上の不服申立ての対象になる場合、健康保険組合には上級行政庁が存在しないため、不服申立先は処分を下した健康保険組合ということになる。なお、本最高裁判決が下されるまでは、各健康保

なお、本判決においては、被扶養者に該当しない旨の通知が「被保険者の資格に関する処分」に該当すると認められた一方で、裁判所の職権によって社会保険審査官に対する審査請求期間の徒過が指摘され、通知の取消し等に関する請求は退けられている。これに関連して、宇賀克也裁判官による反対意見があり、そこでは、教示の懈怠が社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項ただし書にいう「正当な事由」に該当するののかという点が問題とされている。

(3) 本件事案に関する先例

健康保険組合による被扶養者の認定及びその結果の通知について、これまでそれらが取消訴訟及び行政不服審査の対象となるかという点が直接に争われた裁判例は、管見の限り、見当たらない。

しかしながら、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」について、民事保全法上の仮処分を排除する旨を定めた行政事件訴訟法44条の適用の有無が問題となった下級審判例があり、間接的にはあるが、健康保険組合による被扶養者認定の処分性が争われたことがある⁹⁾。その際、東京高裁は、健康保険組合と被保険者の関係が私法上の権利関係ではないこと、全国健康保険協会の健康保険被扶養者認定届において行政不服審査法に基づく日本年金機構に対する異議申立てに関する教示がなされていたこと、そして、被扶養者認定の通

険組合のホームページ上では、被扶養者の認定については不服申立ての対象にならない、あるいは、社会保険審査官に対する審査請求の対象にはならないが行政不服審査法上の不服申立ての対象になるといった説明をする例が多数見られていたことから、少なくとも実務上では被扶養者の認定が健康保険法189条1項所定の「被保険者の資格に関する処分」とはみなされていなかったことが窺える。また、関東信越厚生局「審査請求制度に係るよくある質問及び応答集」9頁にも、「社会保険審査官が行う審査請求の対象とならないもの」として、健康保険に関する「被扶養者の認定に関するもの」との記載がみられた。

- 9) 東京地決平成25年6月25日賃金と社会保障1638号43頁、東京高決平成25年8月15日賃金と社会保障1638号48頁。当該決定の評釈として、奥貴妃文「判批」賃金と社会保障1638号(2015年)36頁以下、島崎謙治「判批」社会保障研究1巻3号(2016年)617頁以下がある。

知は健康保険法に基づき保険者が行った判断であり、被扶養者として認定されると被保険者証が発行され、療養給付、家族訪問看護医療費等の給付が受けられるという効果が生ずるが、これらの効果は法律で決まる内容であることなどを指摘した上で、健康保険組合によって行われた被扶養者認定の通知は行政事件訴訟法44条の「公権力の行使に当たる行為」に該当すると判断し¹⁰⁾、原告による民事保全法上の仮処分の申立てを認めなかった。

ただし、この東京高裁の決定は、あくまでも原告から民事保全法上の仮処分の申立てがあったために、被扶養者認定の通知が行政事件訴訟法44条の意味での「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するかを判断したというものであった。そのため、本件の事案において、社会保険審査会は、上記の東京高裁決定の存在を指摘するものの、「この事案は、私法上の法律関係を前提とする仮処分命令申立事件について、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為につき、民事保全法に規定する仮処分の排除を定める行政事件訴

10) この点、東京高裁決定は、被扶養者認定の通知の処分性を認める論拠の一つとして、独自に健康保険組合を組織していない中小企業等が加入する、全国健康保険協会の健康保険被扶養者認定届における教示の存在を指摘している。しかしながら、被扶養者認定は、健康保険組合か全国健康保険協会のいずれかが行うものであって、当該事案では全国健康保険協会ではなく被保険者の所属する健康保険組合が行っていた。そして、被扶養者認定の結果の通知が教示の必要な行政処分に該当するののかという点について、実務上の理解が一致しているとはいえない状況にあった。そのため、各健康保険組合によって、そもそも被扶養者認定にあたって教示をしているのか、どのような内容の教示をしているか（健康保険法に基づく審査請求をするよう記載しているのか、行政不服審査法に基づく不服申立てをするよう記載しているのか）などといった点で、当然に違いがあるものと推察される。たとえ全国的な組織である全国健康保険協会において教示がなされているとしても、問題となっている健康保険組合においては教示がなされていなかった可能性が高く、また、そもそも被扶養者認定をめぐる争訟手段について理解が分かれている以上、各健康保険組合によって行われた教示の内容が結果として誤っているという可能性も否定できないのであるから、当該事案において全国健康保険協会の様式には教示があったということは、処分性を認める上での論拠としては不十分であるように思われる。この点については、島崎・前掲註9）620頁も参照。

訟法第44条に該当するかどうかを判断したものであり、A〔審査請求人〕について健康保険組合契約上の被扶養者としての権利を有することの確認を求めた仮処分命令の申立てを却下する理由として説示されたものであるから、本件とは事案を異にし、本件に適切ではない」と附言しており、結論においても被扶養者認定の通知の処分性を否定している¹¹⁾。いずれにせよ、被扶養者認定の通知について、行政事件訴訟法3条2項との関係からその処分性について直接に判断した先例は存在しないといえよう。

二 本件通知の「処分」該当性

行政庁の行為が行政不服審査や取消訴訟の対象となるためには、当該行為が「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」でなければならない（行政事件訴訟法3条2項、行政不服審査法1条2項）。本件で問題となっているのは、本件通知が健康保険法189条1項の「処分」に該当するののかという点であるが、前述の通り、健康保険法189条1項の「処分」概念は行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と通じており、本件でも基本的に一致するものと考えられるべきである。かつての最高裁は、行政事件訴訟特例法における抗告訴訟の対象となる行政庁の処分について、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国また

11) 社会保険審査会平成29年3月31日裁決（平成28年（健）第642号）。行政事件訴訟法3条2項と44条における「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」概念をめぐっては、両者が必ずしも一致するものではないとの理解も存在しているところであるから（この点について、特に形式的行政処分と仮処分の排除の関係についての学説の整理として、高木英行「処分性の拡大と仮の救済」東洋法学（東洋大学）60巻1号（2016年）269頁以下も参照）、社会保険審査会による事案を異にするとの指摘はもっともである。他方で、行政事件訴訟法3条2項と44条における「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」概念については、両者の範囲を異なるものと捉えるのではなく、一致するものと考えるのが妥当であるように思われる（この点について、原田大樹「仮の救済」法学教室457号（2018年）68頁以下、高橋滋ほか編『条解 行政事件訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2023年）1030頁〔鎌野真敬〕も参照）。

は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの¹²⁾と説明したが、この定義は行政事件訴訟法の成立及び改正を経た現在においても有力な理解として通用している。もっとも、この処分性の定式は、下級審の判例ではたびたび引用・参照されるものの、最高裁判所の判例において引用・参照されることはほとんどないとされてきた¹³⁾。実際に、本件事案においても、広島地裁が上記の処分性の定式を出発点として処分性について判断した一方で、最高裁は上記の定式を示すことなく処分性について判断している。また、近年の傾向として、最高裁判所は、国民の権利利益のより実効的な救済を目的とした平成16年の行政事件訴訟法改正の前後から、処分性を従前よりも緩やかに認める傾向にシフトしているとも指摘されており¹⁴⁾、処分性を肯定する上で実効的な権利救済の観点に言及する最高裁判例もいくつかみられるなど、従来よりも柔軟な解釈が際立っている¹⁵⁾。

(1) 法的効果

本件通知の処分性の判断にあたっては、まず被扶養者認定の通知に法的効果が認められるかという点が問題になる¹⁶⁾。この点、本件事案についても、社会

12) 最一判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁〔東京都ごみ焼却場事件〕。

13) このような指摘とともに、最一判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁を処分性に関する「リーディングケース」と位置づけることに反対するものとして、興津征雄「処分性の定式に関する疑問——最高裁昭和39年10月29日判決はリーディングケースか」自治研究98巻2号（2022年）78頁以下も参照。

14) 行政事件訴訟法改正前後からの最高裁判所による処分性の拡大傾向について、下井康史「『処分性』拡張と処分性概念の変容」法律時報85巻10号（2013年）11頁を参照。

15) 代表的なものとして、最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁〔浜松市土地区画整理事業事件〕、最一判平成21年11月26日民集63巻9号2124頁〔横浜市保育所廃止条例事件〕、最二判平成24年2月3日民集66巻2号148頁〔旭川市クリーニング店廃止通知事件〕。

16) 処分性の要件については多くの整理があるが、特に近時の詳細な整理・検討として、村上裕章「処分性4要件論の意義と発見的機能」行政法研究48号（2023年）24頁以下を参照。

保険審査会が、本件通知は被保険者Aの妻BがAの被扶養者に該当しなくなったこと(事実)を通知したものにすぎず、Aの被保険者としての法的地位それ自体に何らの変更を生じさせるものではないとして、処分性を否定している。

他方、広島地裁は、簡潔な理由付けにより処分性を認めている。それによれば、本件通知は、BがAの被扶養者に該当しないと認定するものであり、その認定を前提として、Aが家族療養費その他保険給付を受けることができなくなるという効果を有する。したがって、本件通知は、狭義の行政処分ではないとしても、「保険給付に係る行政処分に密接に関連する前提事実の認定」としての性質を有し、それによって被保険者の保険給付の範囲及びその内容という保険給付に係る公法上の権利関係に影響を及ぼすものであるから、公権力の行使に当たる行為に該当するというのである。つまり、広島地裁は、社会保険審査会と同じように、本件通知が「被保険者の法的地位それ自体に変更を生じさせるもの」であるとまでは認めなかったものの、他方で本件通知が後続の保険給付に係る行政処分と関連する「前提事実の認定」としての役割を現実に果たしていると指摘することによって、被保険者の保険給付の範囲及びその内容に影響を及ぼすものとして公権力の行使に当たると判断したのである。この点、広島高裁も処分性については広島地裁の上記判断を踏襲しているが、通知になぜ法的効果が認められるといえるのかという点で、やや説明が不十分である感は否めない。

それに対して、最高裁は、被扶養者認定に関する健康保険組合の判断の法的効果について、次のように説明した。すなわち、被保険者の親族等が、(1)被扶養者に該当するとされた場合、被保険者に対して被扶養者の療養につき家族療養費の支給その他保険給付が行われること、(2)被扶養者に該当しないとされた場合、その親族等には被保険者証が交付されず、国民健康保険の資格の取得につき届出をしなければ適時に適切な診療を受けられないおそれがあるほか、国民健康保険の保険料等が徴収されること、上記(1)(2)より、(3)被扶養者の認定には被扶養者に係る保険給付が行われるための資格としての性質があり、同時にその親族等に適用される医療保険の種類を決するものであるから、不認定の場合には被扶養者に生活上の相当の不利益が生じる。したがって、「上記該当性についての健康保険組合の判断は、被保険者及びその判断の対象となった親族

等の法律上の地位を規律するもの」であるとして、その被扶養者認定の有する法的効果が明らかにされている。

上記の最高裁の説明に特徴的であるのは、被保険者と被扶養者認定の対象となるその親族等の両者に生じうる生活上の不利益を明らかにした上で、被扶養者認定に関する健康保険組合の判断が、その両者の地位を規律するものだと指摘している点であろう。この点、本件の広島地裁は、本件通知の処分性の肯定の根拠を「被保険者の保険給付の範囲及びその内容」に対する影響として説明しており、あくまでも被保険者の地位にのみ着目していたと整理できる¹⁷⁾。これは、被扶養者としての地位をあくまでも被保険者の地位に附属ないし従属するものと捉えていたことによるものであろう¹⁸⁾。健康保険組合による被扶養者認定の判断が両者の法律上の地位を規律するとした最高裁の判断は、後述の、本件通知が健康保険法189条1項の「被保険者の資格に関する」処分に該当するかという点の判断にも影響を及ぼしているものと考えられる。

(2) 法律上の根拠

ただし、健康保険法には、被扶養者認定の判断及びその結果の通知について、明文の根拠を見出すことができない。過去の最高裁の判断においては、処分性の認定にあたって、問題となっている行政庁の行為に法律上の根拠があるかという点にも目が向けられているところ¹⁹⁾、本件においても本件通知に法律上の

17) なお、東京高決平成25年8月15日賃金と社会保障1638号48頁は、被扶養者認定の通知の法的効果の根拠を、それによって生じる被扶養者としての地位の成立（被扶養者に対して被保険者証が発行され、各種の給付等が受けられるようになるといった利益）に求めていた。もっとも、本件通知の処分性を考える上では、本件通知が被保険者か被扶養者のいずれかの法的地位に対して影響を及ぼすことがいえれば十分であろう。

18) 山本紗知「判批」新・判例解説Watch(法学セミナー増刊) 33号(2023年) 55頁。

19) 最一判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁〔東京都ごみ焼却場事件〕は、行政庁の処分について、公権力の主体たる国または公共団体の行う行為のうち、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが「法律上認められているもの」としており、法律の根拠を求めているものと解される。この点、通知の処分性

根拠が認められない以上、処分性は否定されるのではないかという点が問題となる²⁰⁾。この点、本件事案における社会保険審査会裁決は、健康保険法において被扶養者の地位を被保険者の地位に附属するものであると捉える論拠として、被保険者資格の得喪の確認については健康保険法及び健康保険法施行規則に根拠がある一方で、被扶養者の認定又は被扶養者資格の確認については両法令に根拠がないとして両者の相違を指摘しており、根拠法令の不在という点が処分性を否定する方向性を後押ししていたように思われる。

もっとも、近時の最高裁判例は、行政庁の行為に処分性を認めるにあたって、必ずしも法律による明文の根拠があることまでは求めておらず、制度の仕組みや関連する法令を参照しつつ、その行政庁の行為が法により予定されているといえるかという観点から、緩やかに判断する傾向にあるようである²¹⁾。例えば、労災就学援護費不支給決定事件は、労働者災害保険法には労災就学援護費の支給・不支給決定に関する具体的な根拠が見当たらないという事案であったが、最高裁は、労災就学援護費に関する制度の仕組みを踏まえながら、労働者災害保険法は労災就学援護費を支給できる旨を規定するものだと解し、処分性を認

に関する過去の最高裁の判例についてみると、最三判昭和54年12月25日民集33巻7号753頁〔横浜税関事件〕は税関長による輸入禁制品に該当する旨の通知の根拠として関稅定率法21条3項を、最一判平成16年4月26日民集58巻4号989頁〔冷凍スモークマグロ事件〕は検疫所長による食品衛生法6条に違反する旨の通知の根拠として食品衛生法16条を、最二判平成24年2月3日民集66巻2号148頁〔旭川市クリーニング店廃止通知事件〕は市による施設使用廃止通知の根拠として土壤汚染対策法3条2項を、それぞれ指摘していた。

20) 例えば、最一判昭和57年5月27日民集36巻5号777頁〔東京都建設局採用内定取消事件〕は、公務員の採用内定通知が事実上の行為に過ぎず、処分性が認められないことの論拠の一つとして、当該通知は職員の採用に関する法令上の根拠に基づくものではないことを指摘している。

21) この点、村上・前掲註16) 36頁以下は、処分性の判断における法律の根拠の有無について、「基本的には、4要件（特に公権力性）の該当性を判断する際に、法律の根拠がある（と解することができる）かを考慮すれば足りるのではないか」とし、法律の根拠を要件として捉えることにはなお検討を要する旨を指摘する。

めている²²⁾。

本件の被扶養者認定に関する事案では、最高裁は前述の通り、被扶養者該当性についての健康保険組合の判断が法律上の地位を規律するものである以上、被扶養者の認定は被保険者資格の得喪と同様、その判断を早期に確定させ、適正公平な保険給付の実現や実効的な権利救済等を図る必要性が高いとして、法は「被保険者が被扶養者を有するかどうかについては、健康保険組合においてその認定判断をし、その結果を被保険者に通知することを当然に予定している」と、被扶養者認定及びその結果の通知には法的な根拠が認められるものと解している。また、健康保険法施行規則に定められた被扶養者届や被扶養者に係る被保険者証の交付、被扶養者に係る定期的な確認といった被扶養者に関する各種規定についても、これらの健康保険法の趣旨を受けたものだと整理することにより、上記の解釈を支えるものとして用いられている。

ここで注目すべきは、健康保険法39条1項の被保険者資格の「確認」行為に着目し、資格の得喪の確認及びその結果の通知、健康保険証（被保険者証）の交付といった仕組みから、被扶養者の「認定」行為との共通性を指摘している点であろう。被扶養者認定及びその結果の通知は、被保険者資格の確認及びその結果の通知と同じような仕組みによって行われている上、医療保険の制度や運用についてみても、被扶養者認定は、被保険者資格の確認と相当に類似する生活上の利益との関係性を有するといえる。健康保険法上に根拠のある被保険者資格の確認との多くの共通点を指摘することによって、健康保険法上には全

22) 最一判平成15年9月4日集民210号385頁〔労災就学援護費不支給決定事件〕。最高裁は、「労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば、〔労働者災害保険〕法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、法第3章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である」とした上で、「労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものである」とする。

く根拠がないようにみえる被扶養者認定について、法が予定するものであることが解釈により導き出されているといえよう。

(3) 実効的な権利救済

また、最高裁は、被扶養者認定の通知の健康保険法上の位置づけを明らかにするにあたって、被保険者及びその被扶養者認定の対象となった親族等の地位に関する判断を早期に確定させ、「適正な保険給付の実現や実効的な権利救済等を図る必要性が高い」ことを指摘している。この点についてそれ以上の説明はないため、これがいかなる意味を有するのかという点が問題となる。

過去の処分性に関するもので実効的な権利救済の観点に言及する最高裁判例は、いずれも問題となっている行政庁の行為に処分性を認めるべきことを前提としながら、実効的な権利救済の観点を結論における補強的な要素として用いているものと思われる。例えば、浜松市土地区画整理事業計画事件では、仮に後続の換地処分等において事業計画の適法性を争い原告の主張が認められたとしても、事情判決がなされる可能性が相当程度あることから、事業計画決定の段階でこれを争うことに合理性があること²³⁾、横浜市保育所廃止条例事件では、保育所で保育を受けている児童及び保護者が保育所を廃止する旨の条例の効力を争って当事者訴訟や民事訴訟を提起したとして、原告が勝訴したときに市町村は対応に困難をきたすため、取消判決及び執行停止決定に第三者効が認められる取消訴訟を通じて条例制定行為の適法性を争うことに合理性があること²⁴⁾、旭川市クリーニング店廃止通知事件では、土壤汚染対策法3条2項に基づく市の通知と3条3項に基づく市による罰則付きの報告命令の関係につき、3条2項の通知がなされた段階で土地所有者には報告義務が生じるものの、その義務が履行されないとき3条3項に基づく市による命令が速やかに発せられるわけではなく、早期にその命令を対象として取消訴訟を提起することができるものではないため、3条2項の通知がなされた段階において通知を対象とし

23) 最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁〔浜松市土地区画整理事業計画事件〕。

24) 最一判平成21年11月26日民集63巻9号2124頁〔横浜市保育所廃止条例事件〕。

た取消訴訟の提起を制限する理由はないこと²⁵⁾などが指摘されている。すなわち、(1)その段階において処分性を認めなければ事実上で救済の手段が存在しなくなってしまう場合、(2)取消訴訟によることが他の紛争解決手段と比較して最も適切である場合、(3)後続処分を想定しうる状況において、後続処分に対する取消訴訟では紛争解決が長期化してしまい、原告の権利救済の観点から望ましくないといえる場合などにおいて、処分性を肯定する根拠の補強的な要素として、実効的な権利救済という観点が持ち出されている。

もっとも、本件においては、「被扶養者」該当性という法律上の地位を早期に確定させることが実効的な権利救済に資することが述べられているものの、それ以上の説明がなされておらず、その内容は判決文からは必ずしも明らかではない。これについては、2つの点で考慮が働いている可能性がある。

まず、本件のケースにおいては、原告である被保険者は、被扶養者認定の通知を争うのではなく、後続の給付に関する処分を争うということも考えられる。すなわち、原告である被保険者は、その被扶養者としての認定を受けられなかった親族等が被保険者証なしに医療機関を受診した後に、健康保険組合に家族療養費の給付を請求することにより、その不支給決定処分や、被扶養者として認定されなかったがゆえに保険給付が減額された支給決定処分がなされることになるため、これを対象に審査請求をすることが考えられるわけである²⁶⁾。もっとも、これらの処分が成立するためには、被保険者が健康保険組合からその親

25) 最二判平成24年2月3日民集66巻2号148頁〔旭川市クリーニング店廃止通知事件〕。

26) なお、この場合、健康保険組合による支給決定処分及び不支給決定処分は、「被保険者の資格に関する処分」とはいえないものの、同じく健康保険法189条1項所定の「保険給付に関する処分」に該当すると考えられるため、社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求及び再審査請求をすることが可能になる。社会保険庁医療保険部健康保険課監修『わかりやすい健康保険法』（中央経済社、1986年）172頁も参照。なお、同書・172頁は、被扶養者の認定はそれだけでは直接請求人に不利益を与えることにはならず、審査請求の対象にはならないとしているが、このことが「処分」に該当しない（行政不服審査法上も不服申立ての対象にならない）ことを指すのか、「被保険者の資格に関する処分」に該当しない（行政不服審査法上の不服申立てや取消訴訟の対象となる余地がある）ことを指すのかは、定かではない。

族等が被扶養者に該当しない旨の通知を受けた後に、その親族等が医療機関を受診する事情が生じ、その上で被保険者が健康保険組合に家族療養費の給付を請求するという過程を経なければならないことになる。この場合、その親族等はこうした事情が生じるまでの間は被扶養者であることを争うことができず、健康保険について長期間不安定な地位に置かれることが予期されるため、被扶養者認定の通知の段階でこれを争うことに実効的な権利救済の観点から合理性があるといえそうである²⁷⁾。

また、最高裁は、後続の判示部分において、本件通知が「被保険者の資格に関する処分」に該当する根拠として、健康保険法189条1項の特別の不服申立ての趣旨が「専門の不服審査機関による簡易迅速な手続によって被保険者等の権利利益の救済を図ること」にあるという説明もしており、この点も注目値する。すなわち、最高裁は、少なくとも本件のように健康保険に関する被扶養者認定を争うにあたっては、健康保険法189条1項に基づく特別な審査請求という争訟手段を用いることが、より被保険者等の実効的な権利利益の救済に資すると評価しているところ²⁸⁾、他の争訟手段との関係からも処分性を認めることには合理性があるといえそうである。

三 本件通知の「被保険者の資格に関する処分」該当性

本件において、広島地裁及び広島高裁は、健康保険法189条1項について、

27) 森田亮「判解」ジュリスト1588号(2023年)91頁以下、山本・前掲註18)55頁。

28) 徳本広孝「判批」法学教室511号(2023年)134頁。この点、どのような争訟手段との関係から健康保険法189条1項に基づく不服申立てが優れているといえるのかについて最高裁の判決文からは必ずしも十分に読み取ることはできないが、当該説示部分や調査官解説などからすれば、(上級行政庁が存在しないため健康保険組合に対して行うことになる)行政不服審査法に基づく不服申立てのほか、処分性が認められなかった場合の実質的当事者訴訟が念頭に置かれているものと思われる(森田・前掲註27)92頁も参照)。もっとも、本件事案については、原告の立場からすれば、結果として不服申立て期間を徒過してしまっていた以上、取消訴訟ではなく実質的当事者訴訟で争うべきケースであったようにも思われる。

本件通知の「処分」該当性の判断と、「被保険者の資格に関する」処分該当性の判断を分離し、前者を認める一方で、後者を認めなかった。この点、両者の判断を分離するということは、健康保険に関する処分については、健康保険法上の審査請求の対象とすべき処分と行政不服審査法上の審査請求の対象とすべき処分という2つの類型が存在するというを意味する。

下級審の判断からすれば、「被保険者の資格に関する処分」は、健康保険法39条1項にいう被保険者の資格の確認と対応したものであり、そこで問題となるのは被保険者資格の得喪に限定されている。したがって、被保険者に被扶養者がいるかどうかは、被保険者の保険給付の内容(家族給付の有無)に影響を及ぼすものであったとしても、被保険者としての地位それ自体の得喪には関係しないということになり、被扶養者認定は「被保険者の資格に関する処分」とはいえないということになる。

もっとも、健康保険法189条1項にいう「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」を、その文言に固執し、限定的に解釈する合理性は、存在しないように思われる。最高裁が本件通知の処分性に関する判断の中で示しているように、被扶養者認定は、被保険者と被扶養者認定の対象になったその親族等の両者の法律上の地位を規律するものといえ、その地位により家族給付の有無といった被保険者の保険給付の内容等が定まる以上、これについても「被保険者の資格に関する処分」か、あるいは「保険給付に関する処分」に該当するものと捉えるべきであろう。健康保険法が社会保険審査官及び社会保険審査会に対する特別な審査請求を認めている趣旨が、専門的な知見を有する審査官・審査会委員による迅速な判断により法律関係を早期に確定することにあることからしても、あえて被扶養者認定にかかる争訟を健康保険法上の審査請求の対象外とする理由は見当たらないといえる²⁹⁾。

29) 児玉弘「判批」法学セミナー820号(2023年)125頁。この点、広島地裁は、健康保険法の昭和29年の改正において、社会保険審査官及び社会保険審査会に対する不服申立ての対象となる事項として被保険者の資格の得喪のみが念頭におかれていた点を指摘し、被扶養者認定を当該不服申立ての対象とすることは、立法趣旨及び経緯に照らした現行法の解釈として困難であるとしている(広島地判令和元年10月8日判例集未登載)。もっとも、当時の立法の経緯からそのような事情が読み取れると

さらにいえば、健康保険法が予定する健康保険組合による行政処分は、基本的に社会保険審査官及び社会保険審査会による専門的な知見に基づく簡易迅速な権利救済のための審査に服すべきものであるといえ、あえてこれを対象外とすべき特別な事情がない限り、原則として健康保険法189条1項のいう「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」に該当することを出発点とした解釈がなされるべきであろう。下級審の判断のように、健康保険法の予定する行政処分について、健康保険法189条1項による不服申立ての対象とはならないが、行政不服審査法による不服申立ての対象とはなりうるものがあるという理解は、たとえそれが実務上の運用において長年通用していたものだとしても、疑問である³⁰⁾。

四 「正当な事由」該当性

最終的に、最高裁は、被扶養者認定の通知が社会保険審査官及び社会保険審査会による審査請求及び再審査請求の対象となることを認めたものの、本件事案において原告による審査請求は処分があったことを知った日の翌日から60日（旧社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項）を経過した後に行われた不適法なものであるとして、原告の請求を退けている。この点について、宇賀克也裁判官反対意見は、本件においては教示の懈怠があったと思われ、これが社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項ただし書の「正当な事由」に該当することから、本件審査請求は不適法な審査請求とはいえないことを指摘し、

しても、現在においてこのような硬直的な解釈に固執する必要性は見出しがたいものと思われる。

30) なお、島崎・前掲註9) 620頁は、被扶養者認定が現在の実務運用では健康保険法189条1項に基づく不服申立ての対象となっていないことを前提に、立法政策の問題として、被扶養者認定を行政処分とする根拠規定を創設し、健康保険法189条1項の社会保険審査官による審査請求及び社会保険審査会による再審査請求の対象とすべき旨を指摘していた。今回の最高裁の判断によって、こうした実務運用も解消されることになる。

多数意見に反対している。この点についても若干触れておきたい。

まず、宇賀裁判官の指摘する通り、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による個別法上の不服申立てに関する規定の改正状況からすれば、社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項ただし書における「正当な事由」は、旧行政不服審査法14条1項ただし書にいう「やむをえない理由」³¹⁾ではなく、改正後の行政不服審査法18条1項ただし書にいう「正当な理由」と同様の基準により判断されると解すべきであろう³²⁾。また、行政不服審査法18条1項ただし書にいう「正当な理由」と行政事件訴訟法14条1項ただし書にいう「正当な理由」についても、基本的に同様の判断がなされるべきである³³⁾。

また、宇賀裁判官は、教示の懈怠については、「正しい審査請求期間又は出

-
- 31) なお、平成26年改正前の行政不服審査法14条1項においては、「正当な理由」ではなく「やむをえない理由」との文言が使用されており、またその例として「天災」との文言があったことから、この該当性は極めて厳格に判断されることとなり、教示の懈怠に関しては「やむをえない理由」には該当しないとの理解が通用していた(不服申立て期間の教示の懈怠が「やむをえない理由」に該当しないとしたものとして、東京地判昭和45年5月27日行民21巻5号836頁)。処分性と教示の懈怠の関係については、判例も含め、とりわけ、高木英行「処分性の拡大と行政庁の教示義務」東洋法学(東洋大学)61巻2号(2017年)1頁以下を参照。
- 32) それに対して、調査官解説は、社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項ただし書にいう「正当な事由」は、旧行政不服審査法14条1項ただし書にいう「やむをえない理由」と同様に厳格な要件として理解されてきたことを指摘する(森田・前掲註27)93頁)。他方、このような理解によるとすれば、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項ただし書の「正当な事由」という文言には手を付けていないため、2016年以降、社会保険審査官及び社会保険審査会法上の不服申立てにおける「正当な事由」のみが行政不服審査法や個別法上の特別の不服申立てにおける「正当な理由」よりも厳格に解されることになるか、改正により文言の変更が行われなかったにもかかわらず、今後、「正当な事由」の意味する内容が「正当な理由」と同じように解釈されるようになるという帰結を生じさせるものと思われる。
- 33) 橋本博之ほか『新しい行政不服審査制度』(弘文堂、2014年)87頁。

訴期間を具体的に知り得る特別な事情があった場合を除き、「正当な理由」に当たると解すべきだと述べ、原則として教示の懈怠のみをもって「正当な理由」に該当することを認めるという理解を示している。この点、教示の懈怠のみをもって「正当な理由」に該当するとの見解に与するかはさておくとしても³⁴⁾、少なくとも、「正当な理由」該当性の判断にあたって教示の懈怠が重要な考慮要素となりうることに異論はないものと思われる³⁵⁾。そして、本件においては、被扶養者認定及びその結果の通知について、処分性が認められるか、そして処分性が認められるとして行政不服審査法と健康保険法189条1項のいずれの不服申立てを選択すべきかといった点が、今回の最高裁の判断がなされるまで明らかではなかったという事情があり、本件組合も被扶養者認定については教示を必要としない行為であると捉えていた（可能性が高い）という点が考慮されるべきであろう。そのように考えると、少なくとも本件における教示の懈怠については、社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項ただし書にいう「正当な事由」に該当するものと解すべきであろう³⁶⁾。

-
- 34) もっとも、「やむをえない理由」から「正当な理由」に文言が変更されたのは、期間例外的な救済を拡大する趣旨によるものであるから、教示の懈怠があったことをもって「正当な理由」に該当するとの理解は、学説では有力であるといえる。宇賀・前掲註5) 96頁、小早川ほか編・前掲註5) 117頁〔磯部哲〕、高木・前掲註31) 21頁以下、橋本ほか・前掲註33) 87頁などを参照。
- 35) 高橋ほか編・前掲註11) 1060頁〔大江裕幸〕、小早川ほか編・前掲註5) 393頁〔磯部哲〕などを参照。
- 36) 島村暁代「判批」ジュリスト1590号（2023年）145頁、山本・前掲註18) 56頁も、本件のような場合に審査請求期間の徒過を理由として原告の請求を退けることに慎重な姿勢を示す。なお、関連しうる指摘として、北島周作「行政法における一般法と個別法（下）」法律時報95巻3号（2023年）108頁以下及び註76) は、行政庁が法解釈を誤り、問題となった行為を処分と捉えていなかった場合を念頭に、結果的に当該行為に処分性が認められ、教示の懈怠によって出訴期間を徒過してしまった場合については「正当な理由」を認めるべきであるとする。また、処分性拡大の文脈において「正当な理由」の活用に関する裁判官補足意見も存在しており、最三判平成17年10月25日集民218号91頁〔病床数削減勧告事件〕における藤田宙靖裁判官補

五 おわりに

健康保険組合による被扶養者認定の結果に不服がある場合、これまで、被保険者とその親族等とはどのような争訟手段を選択すればよいか理解しがたく、また、行政機関によって理解に違いがあったものと思われる。今回の最高裁の判断は、被扶養者認定について、その処分性が認められることに加え、被保険者等にとって最も経済的かつ合理的といえる健康保険法189条1項に基づく不服申立てを用いて争うことができることを明らかにした。また、それに伴って、被扶養者の認定に関する実務運用においても、今回示された判断に基づき、健康保険組合に不服申立てについての教示義務が生じることになり、大きな影響が及ぶことが予期される³⁷⁾。

足意見は、やや抽象的な指摘にとどまるが、これまでの「従来の公式」からすれば処分とは捉えられてこなかった行為に処分性を認めるにあたって、必要に応じて「正当な理由」条項を活用することを指摘し、また、最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁〔浜松市土地区画整理事業計画事件〕における近藤崇晴裁判官補足意見は、これまで処分性が認められなかった行為について、当事者が、処分性が認められないことを前提に取消訴訟を提起しなかった場合には「正当な理由」を認め、救済を図る必要性を指摘する。他方、高木・前掲註31)は、典型的な行政処分の事案においては、教示の懈怠が「正当な理由」に当たるとする一方で(21頁以下)、処分性拡大事案においては、行政庁側に有利な要請としての「予測可能性の保護」や「法的安定性の保護」の要請も踏まえながら、改正前行審法の下での「やむをえない理由」や改正前行訴訟法の下での「責めに帰することのできない事由」に相当する「行政庁側の帰責事由」がある場合、すなわち、「誤教示」に近い《積極的な不教示》であったと評価できる限りにおいて現行法上の「正当な理由」を認め、期間例外的な救済を図るべきことを主張しており(43頁以下)、「正当な理由」の限定的な解釈を志向する。

37) なお、本件において最高裁は本案審理には踏み込まなかったが、下級審においては本案審理が行われているほか、最高裁では宇賀克也裁判官も本案審理に関する意見を述べており、健康保険組合による被扶養者認定の適法性の判断にあたって、今後の参考になるものと思われる。